



入場整理券の
オンライン事前
発行はこちら

大野税務署では会場内の混雑を回避するため、会場内への入場の際に「入場整理券」が必要となります。入場整理券は会場当日分を配付するほか、国税庁のLINE公式アカウントでのオンライン事前発行も行っておりますので、ぜひご利用ください。なお、入場整理券の配付枚数には限りがあります。

大野税務署会場

受付時間▶ 9:00 ～ 16:00

「土地・建物などを売った場合の譲渡所得」および「贈与税」の相談日
2月17日(月)・20日(木)・21日(金)・
27日(木)・28日(金)・3月6日(木)・
7日(金)・13日(木)・14日(金)・17日(月)

〒大野税務署 ☎66-2180

勝山市会場(教育会館3階)

受付時間▶ 8:30 ～ 11:30
13:00 ～ 15:30

休日相談は3月2日(日)

受付時間▶ 9:00 ～ 11:00
13:00 ～ 14:30

※農業相談も同日開催

〒市民課 ☎88-8101

申告の提出がない場合、所得証
明書の交付や国民健康保険税の軽減
などに影響がありますので、注
意ください。

上記以外の方は、勝山市会場でも
申告できます。なお、ご自身で作
成された還付申告書はe-TAX
や大野税務署で1月から受け付け
ています。

確定申告をする前に ご確認ください

右のページのフローチャートを
参考に、申告が必要かどうか確認し
てください。

次の方は税務署で申告が必要で
す。

①青色申告をする

②営業所得がある

③分離課税となる譲渡所得・配当
所得などがある

④山林所得・退職所得がある

⑤災害などの雑損控除を受ける

⑥住宅借入金等特別控除を受ける

⑦過年度の申告をする

⑧損失の繰越控除がある

⑨亡くなった方の申告をする

市
の
相
談
会
場
で
申
告
で
き
な
い
方

出張受付日時		場所
2月19日(水)	13:30 ～ 15:30	村岡まちづくり 会館
2月20日(木)	9:00 ～ 11:00	北谷町コミュニ ティセンター
	13:30 ～ 15:30	野向町コミュニ ティセンター
2月21日(金)	9:00 ～ 11:00	荒土まちづくり 会館
	13:30 ～ 15:30	北郷まちづくり 会館
2月25日(火)	9:00 ～ 11:00	遅羽まちづくり 会館
	13:30 ～ 15:30	鹿谷まちづくり 会館
2月26日(水)	9:00 ～ 11:00	猪野瀬こうみん館
	13:30 ～ 15:30	平泉寺まちづくり 会館

*各館定員12人、受付開始30分前から整理券を配布

申告内容	必要なもの
すべての申告	年金および給与の源泉徴収票、マイ ナンバーカード(または通知カードと本人確認書類*1)、扶養親族がいればそのマイナンバー、あれば前年度の申告書の写し、利用者識別 番号通知(税務署からの通知)
所得税の還付	申告者名義預貯金の金融機関や口座 などがわかるもの
生命・地震保険料控除	支払保険料控除証明書
国民年金保険料控除	控除証明書または領収書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定証
営業・農業・不動産所得の申告	収支内訳書、農業所得収支計算準備表、収入・経費がわかる領収書
医療費控除(セルフ メディケーション 税制)	医療費通知書、領収書 ※受診者・病院別ごとに金額を集計し、医療費控除の明細書に記入しておいてください
国民健康保険税の 社会保険料控除*2	令和6年中に納めた合計額(領収書の添付は不要)
寄附金控除	寄附した団体から発行された領収書など

- *1 運転免許証、障害者手帳、パスポートなどは1点、健康保険証などの顔写真の無いものは2点必要
*2 申告できる方は下表のとおり

納付方法	提示書類	申告できる方
納付書	領収証	支払った方
口座振替	通帳	当該口座名義人
特別徴収(年金引去り)	年金源泉徴収票	当該年金受給者

確定申告コールセンター

☎66-2180(大野税務署)

期間▶1月15日(水)～3月17日(月)

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の確定申告に関するご質問やご相談は、自動音声案内に従い「0」を選択してください。また、国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」を選択してください。(※国税局税務相談室につながります)

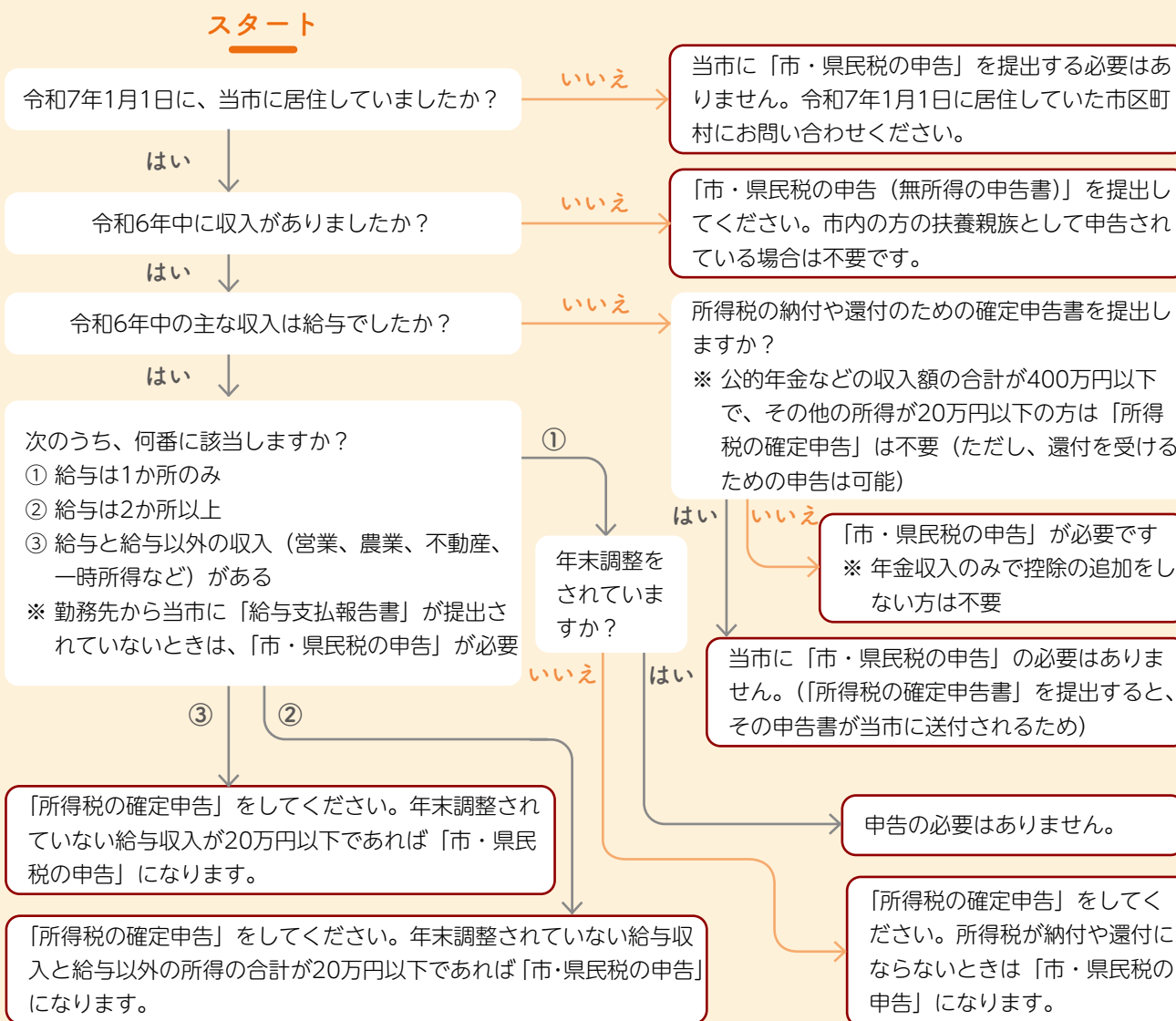
確定申告がはじまります

受付期間▶ 2月17日(月) ～ 3月17日(月) ※土日祝日を除く

会場▶ 税務署会場(大野税務署)、勝山市会場(教育会館3階)

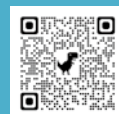
〒大野税務署 ☎66-2180、市民課(市役所1階) ☎88-8101

あなたは確定申告が必要? 不要?



※ このフローチャートは、一般的な事例です。あてはまらない場合は、市民課までお問い合わせください

※ 給与所得者の方で、年末調整後に医療費控除や扶養控除などの控除を追加、変更する場合は「所得税の確定申告」をする必要があります



確定申告書等
作成コーナー

スマホでの確定申告は
こちらから

・ 還付金の振込みが早い
・ 申告会場に行く必要が無く、自宅でもできる
・ スマホ専用画面で、スムーズに入力できる
・ スマホのカメラで、給与所得の源泉徴収票を撮影すると自動で反映
・ マイナポータルとの連携で、生命保険料等一部情報を自動入力
必要なもの
・ マイナンバーカード
・ マイナポータルアプリ
スマホ申告のメリット

自宅ですべてできる、
スマホ申告を利用ください